

平成 31 年 4 月 1 日

お客様各位

Dining Verde

(ダイニング ヴェルデ)

《受動喫煙防止対策への取組み》のお知らせ

日頃より Dining Verde(ダイニング ヴェルデ)をご愛顧いただきまして誠に有難うございます。

当店では、喫煙に関し、これまで分煙の取組みを進めてまいりましたが、厚生労働省の健康増進法 第 25 条による受動喫煙防止への対策としまして、4月1日より全席を禁煙とさせていただきますことになりました。

喫煙につきましては、屋外喫煙所をご利用いただきますようお願い申し上げます。

喫煙者の皆様方には大変ご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



健康増進法

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の五 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

店主敬白